

資料1（県内転出者用）

県内の他の市町村へ転出される方へのお知らせ

平成28年7月10日（日）は、第24回参議院議員通常選挙
及び鹿児島県知事選挙の投票日です。

平成28年7月10日までに県内の他の市町村に住所を移
される方で、現住所地に3か月以上住んでおり、現住所地の
選挙人名簿に登録されている方の**鹿児島県知事選挙**の投票に
ついて

1 投票の方法

次のいずれかの方法で投票できます。

- (1) 投票日の当日、現住所地の市町村の投票所で直接投票することができます。
- (2) 現住所地の期日前投票所で、期日前投票ができます。
- (3) 新住所地その他の市町村選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

（不在者投票を行う場合は、あらかじめ現住所地の選挙管理委員会へ「投票用紙等請求書兼宣誓書」と「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をあわせて直接提出するか、又は郵送し、投票用紙等の交付を受けてください。）

2 投票に必要な書類

いずれの投票を行う場合でも、現住所地ほか全国の市役所・町村役場の住民課等で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（無料）が必要です。

特に、不在者投票をされる方は早めに申請し、交付を受けてください。

3 参考

転居（異動）日が6月24日以降の方は、転居前に期日前投票をされると上記の「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」が不要ですので、転居前に期日前投票をする事をお勧めします。

資料2（県内転入者用）

平成28年3月23日以降に県内の他市町村から転入し、住所を移された方で、旧住所地に引き続き3か月以上住んでおり、旧住所地の選挙人名簿に登録されている方の、鹿児島県知事選挙の投票について

1 投票の方法

次のいずれかの方法で投票できます。

- (1) 投票日の当日、**旧住所地の市町村の投票所**で直接投票することができます。
- (2) **旧住所地の期日前投票所**で、期日前投票ができます。
- (3) 現住所地その他の市町村選挙管理委員会で、不在者投票ができます。

（不在者投票を行う場合は、あらかじめ旧住所地の選挙管理委員会へ「投票用紙等請求書兼宣誓書」と「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」をあわせて直接提出又は郵送し、投票用紙等の交付を受けてください。）

2 投票に必要な書類

いずれの投票を行う場合でも、現住所地ほか全国の市役所・町村役場の住民課等で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（無料）が必要です。

特に、不在者投票をされる方は早めに申請し、交付を受けてください。※屋久島町では、町民生活課で取り扱っています。

※ 詳しいことについては、屋久島町選挙管理委員会（電話：0997-43-5900）にお問い合わせください。